

新日米原子力協定の締結にあたって (声明)

1987年11月、数次にわたる交渉を経て新日米原子力協定が締結・調印された。1968年に締結され1973年に一部改訂された旧協定が、おもに米国のわが国への濃縮ウランの供給枠とそれにもとづく米国の規制権を定めた内容であったのに対し、新協定は核拡散防止を大義名分にして、わが国の原子力研究開発への米国の規制権をあらゆる面にわたって拡大強化するものとなっている。いまなお世界最大の核兵器を保有する米国が原子力の平和利用を国是とするわが国の研究開発に干渉することは、きわめて不当なことといわなければならない。ましてや、核拡散防止を名目に原子力研究機関や原子力開発施設の公開が制限され、それら施設に働く人々の人権が制限されるようなことは、決してあってはならない。もしこのようなことが起こるとするならば、それは科学研究の自由を侵害し、平和で安全な原子力研究の発展を妨げることになるであろう。新協定の実施にあたっては、原子力基本法の自主・民主・公開の三原則が厳しく守られるべきであり、もし仮に新協定が基本法と抵触する場合には、とうぜん基本法を優先させるべきである。

われわれは、政府がこの際原子力平和利用三原則の基本的精神に立ちかえり、わが国の原子力研究開発の将来を誤ることのないよう、厳しい自省を行い、謙虚に国民世論に耳を傾けるよう要求するものである。

1988年5月29日

日本科学者会議第23回定期大会